

令和3年6月3日（木曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

美里町議会議会運営委員会会議録

令和3年6月3日（木曜日）

出席委員（6名）

委員長 村松秀雄君
副委員長 平吹俊雄君
委員 吉田眞悦君 鈴木宏通君
福田淑子君 千葉一男君

欠席委員（なし）

委員外議員 我妻 薫君
議長 大橋 昭太郎君

説明のため出席した者

町長 部 局

総務課長 佐藤 俊幸君
企画財政課長 佐野 仁君

議会事務局職員出席者

事務局長 今野 正祐君
事務局次長兼議事調査係長 齊藤 美穂君

令和3年6月3日（木曜日） 午前9時26分 開会

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長からの諮問

美里町議会6月会議について

- 1) 議案等について

行政報告 1 件

報告 5 件

議案 4 件（補正予算 2 件、その他 2 件）

2) 議員派遣について

3) 一般質問の発言順序について

4) 会議の期間及び議事日程について

期間 6 月 8 日（火）～ 9 日（水） 2 日間

4 その他

5 閉 会

午前9時26分 開会

○委員長（村松秀雄君） ただいまから議会運営委員会を開きます。時間早めでございますが、よろしくお願ひ申し上げます。

この頃、天気も梅雨に入るのか、入らないのか分からないような天気になりましたけれども、まだまだコロナのほうは、ワクチンの接種が本町でも大分進んでいるとは思いますが、全国的にも先週、第1回目の接種者が1,000万人を超えたと昨日ニュースでありましたけれども、2回やらないと効かないような、ましてや変異型株についてはどうなのかという疑問もありますけれども、まず対応して、我々は皆65以上でございますので、1人おりましたね。7月中には終わるんだろうなというふうに思いますので、ぜひ、接種忘れずにお願ひしたいと思います。

それでは、当委員会全員出席でありますので、委員会は成立しております。

また、委員会規則第27条の規定により、委員外議員として副議長の出席を求めています。

早速、次第の3、議長からの諮問、美里町議会6月会議についてということで1)の議案等についてから入りたいと思います。

本日は、執行部から総務課長さんと企画財政課長さんに御出席をいただいております。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案等についての執行部からの説明をお願ひいたします。総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） おはようございます。6月会議、どうぞよろしくお願ひいたします。

座って説明のほうをさせていただきます。

6月会議でございますが、議案等につきましては、行政報告1件、報告が5件、議案が4件でございます。

行政報告につきましては、今、打合せ中の案件が2つございまして、追加を予定してあります。中身が、1つは、霜による梨の被害、こちらが発生したようで、今、状況等の取りまとめを行っているということで、こちらについて行政報告、後ほど追加ということでお願ひをさせていただき予定でございます。それから、もう1件につきましては水道工事、断水工事を中卒地区で6月1日に実施したのですが、そして、昨日またその箇所ですぐ横から新たな破断が発生しまして、ゆうべも断水工事を行ったという状況がございます。その点につきまして行政報告のほうをさせていただき予定ということで、以上の霜と断水についての2件につきましては、後日、早めに文書のほうで依頼ということで差し上げます。

なお、資料につきましては、梨のほうは資料があるかないか、それにつきまして打合せをしてから決めるということで、まだはっきりしたこと申し上げられなくて申し訳ないんですが、

そういうことでございます。ということで行政報告はあと2件ということでございます。

まず、最初をお願いしておりました行政報告1件につきまして、お話を申し上げます。

工事請負契約の締結について（令和2年度南郷第3地区（農集排）6-1号外雨水排水路工事（繰越））でございます。

令和2年度南郷第3地区（農集排）6-1号外雨水排水路工事に係る工事請負契約の締結について、御報告を申し上げるものでございます。

地方公営企業法第40条第1項の規定により、議会の議決によることを要しない予定価格が5,000万円以上の工事請負契約を締結いたしました。本件は、一般競争入札によるものであります。契約締結状況は、別紙資料のとおりでございます。

以上、令和2年度南郷第3地区（農集排）6-1号外雨水排水路工事に係る工事請負契約の締結についてということでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） 行政報告については追加が2件あるということですね。それについては、その報告書については、配付はいつ頃になりますか。

○総務課長（佐藤俊幸君） 今日、打合せしておりますので、でき次第、まとめ次第ということで、行政報告のお願いということで文書を差し上げる予定にはなっておりますが、ただ、資料の有無につきましては、こちらのほう、まだ、つける、つけないということでまだ協議中で、ちょっとはっきりしたことはお話しできないということでございます。

○委員長（村松秀雄君） これについて、皆さんからありますでしょうか。その配付の報告書、当日にはならないと思うけども、火曜日なのでね、8、9、10の予定取っておりますけれども、そのタイミングですよ。当日の朝というのでは、何か付け足したような形になるので、事前配付は可能ですかね、その前に。今週中とか。今週っていうとあしたしかないけど。その辺はどうですか。配付時期は。確約はまだできない。あしたっていうことは無理かどうか分からないですけども、月曜日まではね、来週頭までは各議員に配付はしていただきたいと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○総務課長（佐藤俊幸君） こちらのほうから、今日、明日なり、もしあった場合、議会のほうにお届けすることはできると思うんですが、その後の手段ですね。郵送などしていただきますと、場合によって3日ぐらいかかるということもございますので、その辺の郵送の手段どうするか、送達の手段ですね。それによるかというふうには思います。

○委員長（村松秀雄君） あしたじゅうには出る。

○総務課長（佐藤俊幸君） あれば、物がもう出すよって決まれば。

- 委員長（村松秀雄君） それはまだ不確定ですね。そうするとね。
- 総務課長（佐藤俊幸君） そうなんです。
- 委員長（村松秀雄君） 確約できないのね。
- 総務課長（佐藤俊幸君） ただ、もしあるとすれば、その霜の関係だと思っうんですね。
- 委員長（村松秀雄君） 霜の被害状況ね。金額とか面積とかね。
- 総務課長（佐藤俊幸君） 水道は多分お話だけだと思っうんですが。それを10時から産業振興課と町長、副町長で打合せをして、最終確定をするという段取りになっておりますので。それが資料がどういうものになるか、出すか、出さないかとかというふうなことが決定されると。
- 委員長（村松秀雄君） 不確定なところでね、今、総務課長さんに返答を求めてもちょっと無理かなというふうには感じますが、ちょっと休憩します。

午前9時35分 休憩

午前9時37分 再開

- 委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。
- 行政報告、追加2件につきましては、資料の状況があるようでございますが、議員の手元には月曜日中に届けていただく。（「遅くとも」の声あり）遅くともね。早ければ、土日ということはないんですけれども、遅くとも月曜日に議員の手元に届くようにご対応願いたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。（「はい」の声あり）
- ということでお願いいたします。（「委員長、1点だけ」の声あり）
- 吉田委員。
- 委員（吉田眞悦君） 追加のほうの案件なんだけど、結局、梨の関係で、仙南のほうについてはもうとっくに、調査とか被害額とか今後の対策でとっくに動いているわけさ。凍霜害についてね。それ何で美里町で今ということが、ちょっと今話されて何と思った。そこのところ分かる。
- 委員長（村松秀雄君） 今、吉田委員の質問について。
- 委員（吉田眞悦君） 行政報告の中でね、詳しく説明をしてもらわないと、もう1か月も2か月も遅れてるんだ他の地域から。
- 委員長（村松秀雄君） よろしいですか、総務課長。詳細をお願いしたいということです。
- 休憩します。

午前9時38分 休憩

午前9時41分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

梨被害につきましては、いろんな今までの状況なりの説明を詳しくお願いをして、現状できるところ、また、将来どういうふうにも調査期間が延びるのかということまで踏み込んでお話を願いたいと思います。よろしいですか、皆さん。（「はい」の声あり）

ほかございませんでしょうか。工事請負契約の南郷第3地区でございます。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次、お願いいたします。総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） 続きまして、報告第5号でございます。専決処分の報告について（専決第2号）（工事請負変更契約の締結について）でございます。

令和元年度三十軒大橋橋梁補修工事に係る工事請負変更契約の締結についてであります。契約の相手方である株式会社ナカムラ仙台支店と令和3年5月21日に工事請負変更契約を締結いたしました。変更内容は、工事請負契約金額6,820万円を40万4,700円増額して7,224万4,700円としたものであります。

増額の要因となりました工事概要の変更につきましては、撤去処分する既存の塗料に含む鉛の含有量が当初の想定より多く発生しまして、処分方法に変更が生じたこととあります。また、防護柵の既存の塗料除去の工程において、当初想定した以上の飛散防止策を行う必要性が生じたことから、それに必要な仮設足場を追加で設置することとなったものであります。詳細につきましては、別紙資料のとおりであります。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告いたすものでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） 専決2号について、いかがでしょうか。福田委員。

○委員（福田淑子君） 工事請負の変更の工事概要の3ページと、それから、変更内容の理由が一致しないんじゃないかな。防護柵の足場組みは増えているんだけど、最初の鉛の含有量が多かったため、処分除去などの変更が必要になったというふうになっているんだけど、その部分についてのあれがないんですね。2つの理由ですよね。処分先の変更。工事概要の中身3ページには、塗装塗替え工事、足場工事、理由と合わない。

○委員長（村松秀雄君） 鉛が当初の見積りよりも量が多いと。その剥がした塗料の処分費に増額するという御説明でしたけれども、これについては、この変更内容の中に入っているのかど

うかということですよ。総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） この3ページの工事概要の中には書かれてないのですが、鉛の含有量が多かったことによって、当初想定していた処分場じゃないところに処分をしなくてはならないことになったということでございます。その分の費用が増したと、そういうような説明を受けております。

○委員長（村松秀雄君） 福田委員。

○委員（福田淑子君） 工事概要書の変更前と変更後と合わないんでないのということです。処分先の変更が必要となったんだというのが、どこ見れば分かるんですか。

○委員長（村松秀雄君） 変更点で説明があったわけですので、それも、例えば処理費とかね。あくまでも工事なので、ただ、その塗装塗替え工の中に含まれているのかどうかというのも確認しないと、処分費がね。総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） この3ページにつきましては工事の概要ということでございまして、この施工の内容となっております。処分については、このところには当初から載っていないということで、どうぞ御理解をお願いしたいというところでございます。

○委員長（村松秀雄君） 福田委員。

○委員（福田淑子君） だけど、変更内容のその理由の中に書かれているわけですよ。処分先等の変更が必要になった。また、防護柵の云々ってある、その防護柵については、工事概要書には書いてあるんですけども、この増額したその理由の中に処分などの、処分先の変更が必要になったということでのプラスになるというふうに捉えられますよね。理由の中にあるんだから。それがどこにも書いてないと。

○委員長（村松秀雄君） 総務課長ね、当初はいいのよ、なかったんだろうから。ただ、工事の内容、処分という項目は当然あったんだろうけど、この中身はね、表面には出てこなかったと。

○総務課長（佐藤俊幸君） ただ、処分先が変わることによって経費が上がったという。

○委員長（村松秀雄君） それは分かるんだけど、だから……。

○委員（福田淑子君） 増額の詳しくないでしょう。

○委員長（村松秀雄君） その辺もプラスになったよと。報告だから、あんまり聞かれないからさ。ということなのね。当日はね。休憩しないと駄目だから。

休憩します。

午前9時49分 休憩

午前9時51分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

この工事費ね、増額なった分についての詳細を口頭説明のほうに、理由のほうに追加してお願いしたいと思います。よろしいですか。千葉委員。

○委員（千葉一男君） 今のこの問題ですけれども、この追加をしなくちゃなくなった具体的なことについては、これは工事としては分かるけれども、原因ですけれどもね。例えば、想定したよりも、想定と現実のどこにこういうのが差が生じたかということを説明してもらいたい。それから、飛散防止を行うというの、これを多分、当初は想定してなかったんだと思うんです。だから、後からこういう認識が出てきたので、その理由を説明していただきたいというふうに思いますけど、いかがですか。

○委員長（村松秀雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） 分かりました。

○委員長（村松秀雄君） では、よろしく願いいたします。

それでは、次、報告第6号の一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてであります。よろしく願いします。企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） 企画財政課の佐野でございます。6月会議についてもご指導のほどよろしく願いしたいと思います。

座って説明させていただきます。

私のほうから、最初に報告第6号令和2年度美里町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について御説明させていただきます。議案書につきましては3ページから、資料編につきましては5ページでございます。

まず、議案書の4ページ、お開き願います。

さきの町議会において繰越明許費の可決を賜りました放課後児童クラブ施設整備事業外8件の事業につきまして繰越し使用するため、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） 放課後児童クラブ施設整備事業外8件、これが繰越明許で国のほうにも認められたということでございます。これについては、何かございますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

では、次にまいります。報告第7号令和2年度の国保会計の繰越明許費繰越計算書でござい

ます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、報告第7号令和2年度美里町国民健康保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。議案書については5ページから、資料編については6ページでございます。

議案書の6ページをお開き願います。

さきの町議会3月会議において繰越明許費の可決を賜りました特定健康診査等事業につきまして繰越し使用するため、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） 報告第7号については以上でございます。何かございますでしょうか。（「なし」の声あり） ないということでございます。

次にまいります。報告第8号令和2年度水道事業会計予算の繰越報告でございます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、報告第8号令和2年度美里町水道事業会計予算の繰越の報告についてでございます。議案書につきましては7ページから、資料編につきましては7ページでございます。

まず、議案書の8ページお開き願います。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和2年度美里町水道事業会計予算を繰越し使用するため、繰越計算書を調製いたしました。

1款資本的支出の1項建設改良費の配水設備費のうち、2件の工事請負費で繰越しいたしました。このうち1件につきましては、素山町地区の配水管布設替工事において、現場内で配水管の漏水が発見され、その復旧に日数を要したことから令和2年度内に事業を完了することができず、繰越しいたしました。また、残りの1件については、中塚地区、北浦地区、素山町地区の舗装復旧工事において、積雪の影響で作業日数が確保できなかったことから令和2年度内に事業を完了することができず、繰越しいたしました。なお、これらの事業については、令和3年6月末日までに完了する予定であります。

地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告申し上げるものでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。

これについて何かございますでしょうか。（「なし」の声あり）

なければ、報告第9号美里町下水道事業会計予算の繰越の報告でございます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） 次に、報告第9号令和2年度美里町下水道事業会計予算の繰越の報告についてでございます。議案書につきましては9ページから、資料編につきましては8ページでございます。

議案書の10ページをお開き願います。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和2年度美里町下水道事業会計予算を繰越し使用するため、繰越計算書を調製いたしました。

1款公共下水道事業資本的支出1項建設改良費の污水管きょ建設改良費のうち建設工事測量設計業務委託料及び建設工事請負費で繰越いたしました。これは、工事区間において支障となる水道管があり、その水道管の移設に日数を要したことから令和2年度内に事業を完了することができず、繰越いたしました。この事業につきましては、令和3年7月末日までに完了する予定であります。

資本的支出の2款農業集落排水事業資本的支出1項建設改良費の雨水処理施設建設改良費のうち建設工事請負費及び水道施設ほか補償費で繰越いたしました。これは、2月の入札に応札がなかった結果を踏まえ、施工内容の見直しに時間を要し、令和2年度内に事業が完了しなかったため繰越いたしました。なお、この事業については、令和4年2月末日までに完了する予定であります。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、御報告申し上げるものでございます。以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） 報告第9号については以上でございます。これについて何かございませんでしょうか。（「なし」の声あり）

なければ、議案第7号にまいります。令和3年度一般会計補正予算（第5号）についてであります。企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第7号令和3年度美里町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。議案書につきましては11ページから、資料編につきましては9ページからになります。

最初に議案書の12ページをお開き願います。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,225万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億7,813万2,000円といたしました。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

初めに歳出についてでございます。

議案書の24ページ、25ページ、お開き願います。

2 款総務費に679万2,000円追加いたしました。1 項総務管理費の財産管理費に町営桜木住宅跡地側溝撤去工事請負費90万2,000円、公共施設等総合管理計画改定業務委託料451万円をそれぞれ追加いたしました。

続いて次のページ、26ページ、27ページお開き願います。

3 款民生費に2,452万7,000円追加いたしました。

1 項社会福祉費の社会福祉総務費に地域福祉計画策定業務委託料387万8,000円、障害者及び障害児福祉費に日中一時支援事業給付費142万7,000円、それぞれ追加いたしました。地域福祉計画策定業務委託料につきましては、公益財団法人地域社会振興財団の長寿社会づくりソフト事業費交付金を活用し、アンケート調査等の業務を委託するものであります。

2 項児童福祉費の新型コロナウイルス感染症対策費に新規に子育て世帯生活支援特別給付金事業を設け、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金1,850万円追加いたしました。

6 款農林水産業費に1,955万4,000円追加いたしました。1 項農業費の農業振興費に担い手確保・経営強化支援事業補助金1,925万4,000円追加いたしました。

続いて、次のページ、28ページ、29ページお開き願います。

7 款商工費に132万円追加いたしました。1 項商工費の観光物産費に総合案内所電気設備新設業務委託料92万円追加いたしました。

8 款土木費に87万9,000円追加いたしました。2 項道路橋りょう費の道路橋りょう維持費で測量調査設計業務委託料2,000万円減額し、橋りょう改修工事請負費2,020万円追加いたしました。

10 款教育費に9,917万8,000円追加いたしました。

30ページ、31ページ、お開き願います。

3 項中学校費の学校建設費に新中学校建設用地購入費9,243万6,000円追加いたしました。

6 項保健体育費の体育施設費に令和3年5月1日に発生した地震により損傷したトレーニングセンターの天井ブレース修繕工事請負費128万9,000円追加いたしました。

次に、歳入についてでございます。

議案書の22ページ、23ページにお戻り願います。

14 款国庫支出金に2,404万4,000円追加いたしました。2 項国庫補助金の総務費国庫補助金にマイナポイント事業費補助金300万円、民生費国庫補助金に新型コロナウイルス感染症サーフェイネット強化交付金2,003万1,000円それぞれ追加いたしました。

15款県支出金に1,970万3,000円追加いたしました。2項県補助金の農林水産業費県補助金に担い手確保・経営強化支援事業費補助金1,925万4,000円追加いたしました。

18款繰入金に1億549万1,000円追加いたしました。2項基金繰入金の財政調整基金繰入金に1,193万円、公共施設整備基金繰入金に9,248万3,000円、それぞれ追加いたしました。

20款諸収入に301万2,000円追加いたしました。5項雑入の雑入に長寿社会づくりソフト事業費交付金300万円追加いたしました。

議案書17ページにお戻り願います。

予算本文第2条、債務負担行為の補正につきましては、新中学校整備等事業について、債務負担行為の期間及び限度額を追加するものであります。

以上が補正予算の内容となっております。よろしく願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） 一般会計補正予算（第5号）の説明でございました。これについて何か確認したいところありますでしょうか。福田委員。

○委員（福田淑子君） 30、31ページです。10款3項3目の公有財産購入費の新中学校建設用地購入費、これについては何の資料も提出になっていないんですけれども、初めての購入なので、詳細の資料をぜひお願いしたいと思います。

○委員長（村松秀雄君） ページ30、31ページ、10款教育費3項中学校費3目学校建設費のうち16節公有財産購入費の新中学校建設用地購入費9,243万6,000円、これについて詳細の説明の資料が欲しいということなんですが。

○総務課長（佐藤俊幸君） どのようなイメージでしょうかね。

○委員長（村松秀雄君） 福田委員。

○委員（福田淑子君） 土地の住所。それから、購入する土地の広さですね。地番もね。

○委員長（村松秀雄君） 福田委員、これについては、質疑の中のことで面積とか単価とかって多分出ると思うんだけど。

○委員（福田淑子君） これまでずっと新中学校の建設については協議されてはきたんですけども、改めて、住所、全然分からない、口頭でするものでない。ちゃんと資料を提出していただきたいと思います。

○委員長（村松秀雄君） 総務課長、こっちの事務事業概要についての新中学校土地購入というのは、当然なかったよね。当初ね。

○総務課長（佐藤俊幸君） 前からありますので、その分、こちら新しく事業追加になった場合はそういうふうにお付けしているんですが、今回の場合、まだワンペーパーでしたり、ちょっ

と新たに、もしそのようなお話であれば、新たにワンペーパー別個にお渡しするような形になるのかなと思います。

○委員長（村松秀雄君） 委員の皆さん、この新中学校建設用地の購入費については新しくできたものだというので、資料としての提出、どこまで、今のところ福田委員からは、地番、面積というお話でございました。これについて資料の提出を求めてよろしいでしょうかね。総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） 今回、購入費の補正予算でございまして、新たに購入となれば、また議決ということで、そのときには地番ですとか相手方とかその辺はお示しするような形になるんですが、そこをどのようにあと御判断いただくかというところでございます。

○委員長（村松秀雄君） 地番と面積ということで、ここのこれを買うための予算で9,200万計上しますと。あとは、その購入については、この価格で契約しますよという契約で出てくるんでしょうからね。（「対象者は」の声あり）対象者は、これは個人名になるから。福田委員。

○委員（福田淑子君） これまでずっと協議してきて、それで今回初めて購入費というのが出てきたわけですね。次回から出るのは、その購入費が認められて、今度契約になるわけですけども、その購入費が一体どこに何をするためのね、やっぱり初めてのことなので、いろいろ教育委員会からは、あと建設課からは説明いただいてますけれども、どこに一体何をどのように買うのかという、面積についてもきちっとしないと、契約はその後の行為なので。予算ですから、お願いしたいと思います。

○委員長（村松秀雄君） 面積、地番、あと地権者の数ね。何人いるかと。（「そこまでいるかな」の声あり）要らない。地番と面積だけでいい。（「聞くから、そのとき」の声あり）ではそういうことで、地番と面積、地番ごとの面積ですね。当然、合計面積も3万9,000ですか、出てくるでしょうから。総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） 面積なんですけど、全部で3万8,515平米なんです。単価が2,400円ということで、この場合、資料といった場合、どういうイメージなんですか。その地番、1筆ごとに何番地、何番地で、それが何平米、何平米という明細ということですか。

○委員長（村松秀雄君） それを購入する予算ですよ。

○総務課長（佐藤俊幸君） 分かりました。

○委員長（村松秀雄君） 休憩します。

午前10時14分 休憩

午前10時30分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは、土地購入の予算に関する資料なんですが、箇所
図、それから地番、地目、面積、こちらのほうを支障のない範囲でお示しをさせていただく
ということで、資料につきましては、出来上がり次第お届けをしたいのですが、よろしければ初
日の朝、配付のような形でということでお願いできればということでございます。

○委員長（村松秀雄君） 今、総務課長の御説明のとおりでございますが、いかがでしょうか。
（「はい」の声あり）では、そのように手配をお願いいたします。

ほか、この補正予算について気づいたところございますでしょうか。吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） 1点だけ確認させてください。

27ページ、子育て世帯生活支援特別給付金事業の関係なんですが、これは5万円ずつ、1人
当たり、対象児童ということで、コロナの関係で新たな取組ということなんでしょうけれども、
資料だとね、ひとり親世帯の給付対象者とその他の世帯の給付対象者ということで2パターン
が対象になりますよということなんですよね。それで、予算を単純に割ると370人分なんですよ
ね。そうすると、ここで①と②で書いてある人数、これ別々じゃなくて、ダブって合計で370
人としか取られないんだけど、こここのところの説明をどうするのかということなんです。

○委員長（村松秀雄君） 子育て世帯生活支援特別給付金事業の対象人数、資料の中の対象人数
についての捉え方でございます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） お答えいたします。

今回の子育て世帯生活支援特別給付金事業につきましては、対象者につきましては資料編の
10ページにあるとおり、ひとり親世帯の給付対象者とその他の世帯の給付対象者の2つに分か
れております。1つ目のひとり親世帯の給付対象者につきましては、実施主体につきましては、
都道府県、市、福祉事務所設置町村となっております。具体的な5万円の振込につきましては
は、本町の場合、県が行うことになっております。その他の世帯の給付対象者の事務について
美里町でやるということでございまして、委員おっしゃるとおり、今回の特別給付金につきま
しては、5万円、掛ける、下のその他の世帯支給対象者である370人を掛け合わせた1,850万円
を予算措置しているという予算の中身になっております。

○委員長（村松秀雄君） 吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） そのように説明をされれば分かるんだけど、この資料と予算を対比

した場合には、これ2パターンあって、要するに合計しますと590人となってしまいうわけさね。だから、①のひとり親世帯は、これは町経由じゃなくて県で事務をつかさどって県で出しますよ、直ということの今の話だったけど、なるんですね。だから、そここのところの説明をしないと、ちょっと誤解を招いてしまうんじゃないですか。

○委員長（村松秀雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） ご指摘の点につきましては、口述のほうに追加させていただきたいと思います。

○委員長（村松秀雄君） 口述で詳細説明をするということでございます。よろしいですか、吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） はい。

○委員長（村松秀雄君） ほかがございますでしょうか。（「なし」の声あり）

それでは、なければ議案第8号にまいります。水道会計の補正予算でございます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） 続きます、議案第8号令和3年度美里町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。議案書につきましては32ページから、資料編につきましては12ページでございます。

今回の補正につきましては、収益的収入及び支出についての補正予算となります。

第2条、予算第3条に定めた収益的収支の支出について御説明申し上げます。議案書の35ページ、36ページ、お開き願います。

1款水道事業費用に500万円追加いたしました。1項営業費用の2目配水及び給水費に500万円追加いたしました。これにつきましては、令和3年3月20日に発生した地震の影響により、遠田橋に架かる配水管で漏水が発生したことに伴い本費目から予算を流用し修繕を行ったことから、予算に不足が生じるため補正を行うものであります。これにより、収益的支出合計を7億5,772万2,000円といたしております。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いたします。

○委員長（村松秀雄君） 水道事業会計について、遠田橋地内の漏水による工事の内容でございます。これについて気づいたところございますでしょうか。（「なし」の声あり）

なければ、次にまいります。議案第9号訴訟上の和解についてでございます。総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） 続きます、議案第9号でございます。

議案書37ページ、資料は13ページです。学校給食費及び町営住宅家賃等の滞納金請求に関する

る訴えの提起に係る和解の案件でございます。

本件につきましては、令和3年4月13日に古川簡易裁判所で第1回口頭弁論が行われ、被告から、生活状況が苦しいので分割納付を希望する旨の弁論がありました。

裁判官から和解を勧められ、司法委員立会いの下、協議を行いまして、本町といたしましては、被告の求めます分割納付を認め和解することとしましても債務名義を取得できるという利点がございますことから、和解をしたいと考えております。

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、今回、議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） これは全協で説明があった部分でございます。議案第9号につきまして、何かございますでしょうか。（「なし」の声あり）

では、なければ次にまいります。議案第10号権利の放棄でございます。総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） 続きまして、議案第10号権利を放棄することについてでございます。議案書は39ページ、資料は14ページをお願いいたします。

水道料金につきまして、消滅時効に係る時効期間が経過し、かつ、債権をこれ以上保持しても債務者の実態から納付が見込まれないものについて、債権を放棄するものでございます。

地方自治法第96条第1項第10号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） 第10号権利の放棄についてでございます。これについて何かございますでしょうか。（「なし」の声あり）

なければ、これで執行部からの説明は終わりたいと思いますが、最後に、通して何か気づいたところございますでしょうか。（「なし」の声あり）

なければ、これで執行部からの説明を終了させていただきます。

課長さん方、ありがとうございました。

それでは、暫時休憩をいたします。再開は45分でございます。

午前10時41分 休憩

午前10時45分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

ただいま執行部のほうから、梨の被害についての状況の資料につきましては、月曜日中に議員各位の手元に届けるということでございます。

それでは、議長からの諮問の2) 議員派遣についてを取り上げます。

それでは、この議員派遣については、局長の説明をお願いいたします。

○事務局長（今野正祐君） それでは、2) 議員派遣につきまして、私のほうから説明をさせていただきます。

来月7月、それから、再来月8月なんですけど、県の町村議会議長会のほうから、議員さん方の研修会についての予定が入っております。1つが町村議会議員講座、こちらが7月15日、16日の2日間、自治会館において行うというような講座が入っております。それから、もう一つ、こちらは宮城県町村議会議員セミナー。こちらは8月20日、大和町のまほろばホールで行うというふうな予定になっております。一応こちらの2つの講座、セミナーへの議員さん方の派遣について、皆さんの派遣ですね。こちら6月会議の議事日程の最後、こちらのほうで御協議いただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

なお、8月の大和町のセミナーにつきましては、議員さん方全員というふうな対象になる予定でございますが、7月15、16日両日で開催されるこちらの講座につきましては、それぞれ日程で講師、演題が違う内容になっております。実はこの7月15、16日の講座につきましては、今年の1月に本来開催されるべき講座が、コロナの関係がありまして中止になりました。これが同じ内容で7月15、16日に行われるというふうな内容になっております。

前回の1月の派遣の形式を踏襲しますと、初日に第1分科会の皆さん、2日目に第2分科会の皆さんを派遣していた状況がございますので、今回の派遣につきましても、同じような分科会別で派遣してよろしいか、あるいは、改めて、またテーマが違うものですから、どちらに参加したいというふうな意向を調査した上で派遣したほうがよろしいか、その辺についてもお諮りいただきたいというふうに思いますので、委員長、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） 議員派遣の件について、ただいま局長から説明をいただきました。7月と8月に講習とセミナーがあるということで、1つの7月15、16日につきましては、今年1月の中止になった分の再開と、同じテーマであるということで、今回は、15日には第1分科会の方々、16日は第2分科会の方々ということで一応割り振りはしておきました。ただ、実際、実行はされませんでしたので、そのまま流れたという形になりました。

今回についてはどういった割り振り、2日間ありますので、割り振りをするのかどうか。全員出席が原則でしょうけれども、どちらに、第1、第2分科会の方が都合が悪くてこっち側受けたいとか、ぜひこちらのほうが受けたいという場合もありますことを考えてみて、どのよう

にするかということ意見をいただきたいと思います。

取りあえずは、前回1月でやったような第1、第2の15、16日と2日間に分けて半分ずつということをお願いしていいですか。（「はい」の声あり）

ほかに御意見ございませんか。（「都合悪いときは変更できるんでしょう」の声あり）

それは、内容を見てもう一回。（「それもいいでしょうし、あとは、分科会の講座を受けて、さらにそっちの先生の講演も聞きたいっていうんだったら、それも」の声あり）

ただ、事前申込みが必要ですので、その辺は、両方受けるにしても、申込みが必要ということになります。

それでは、第1分科会、15日、第2分科会、16日ということで、1月で行おうとしたやり方を踏襲したいというふうに思います。（「休憩お願いします」の声あり）

休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前10時52分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

次に、議員セミナー、8月20日、大和町のまほろばホールですね。大和に集まるんですが、これについては当然全員参加の形になるでしょうけれども、それでよろしいんですよね、議長ね。

○議長（大橋昭太郎君） そうですね。なかなかこの催しを行うのに、密を避けるという意味合いで会場が限定されるということで、七ヶ浜、それから、中新田のバッハホールでやったということ、去年も、本来であればまほろばホールだったんだけど、大和が貸出ししてなかったもので中新田でやったという経緯があって、十分にその密を避けられる会場ということで配慮したようでした。今年は、大和町のまほろばホール借りられるということで、全員に参加していただきたい。

○委員長（村松秀雄君） では、8月20日、議員セミナーにつきましては、大和町まほろばホールで行うということでよろしいですね。（「はい」の声あり）以上でございます。

それは、今度、6月会議のところで議長のほうからの問いかけをお願いをすると。それは局長、口述に入れるでしょうから。

それでは次、3）一般質問の発言順序について、抽せんを行いたいと思います。今回は5名の方が出されております。

では、副委員長、抽せんの準備、事務局長の点呼によって抽せんをお願いいたします。

○事務局長（今野正祐君） それでは、昨日、3時まで一般質問の受付しましたが、提出順番で抽せんしていきたいというふうに思います。

まず、提出が一番早かった方は柳田政喜議員になりますので、まずは柳田政喜議員の順番をこれから抽せんしていただきます。

では、副委員長、お願いします。柳田政喜議員、5番です。

続きまして、提出番号2番目、村松秀雄議員、お願いします。1番です。村松秀雄議員、1番。

それでは、提出番号3番、手島牧世議員です。お願いします。手島牧世議員、3番です。

続きまして4番目、福田淑子議員です。お願いいたします。2番です。福田淑子議員、2番です。

そうしますと、最後が平吹俊雄議員でしたが、必然的に4番ということになります。

それでは、あと事務局のほうで順番替えしたものを今準備した後、お渡しするようにしますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） 一般質問の順番の抽せんが終了いたしました。かがみについて、正式に、順番の正しいものを後ほど事務局から配付いたします。

次に、4) 会議の期間及び議事日程についてに入ります。

お手元の次第につきましては、6月8日から9日の2日間というふうに表記しておりますが、いかがでしょうか。（「はい」の声あり）

議長。

○議長（大橋昭太郎君） 去年も2日間だったということですし、昨年的一般質問は3人だったわけですから、そうだといいこと。そうしましたら、29年も2日間だったそうです。29年のときには5人だったというようなことで、それでも2日で大体3時頃に終わっているということです。今回の議案を見ましても、2日間あれば十分という思いもございまして、ただ、その他でまた出てきますけれども、2日で大丈夫だろうという事務局と話をしました。

○委員長（村松秀雄君） 議長からの説明もありましたけれども、日程につきましては、6月8日、9日の2日間よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、会議の期間につきましては、6月8日火曜日から9日水曜日の2日間といたします。

その他に入ります。大きな4番目のその他です。

○委員（福田淑子君） 今の件で。一般質問の人数、お願いします。

○委員長（村松秀雄君） ただいま事務局から、一般質問の順序の発言順が渡されたと思います
が、1番から5番、5人の発言者が今回出されておりますので、よろしく、議長のほう、事務局
のほう、でしょう。割り振りね。すみません。

それでは、この日程の中に戻ります。一般質問は、初日、何人まで行ったらよろしいかの予
定でございますが。（「4、1でいいんじゃないですか」の声あり）初日4人、2日目、5番
目の柳田君で終わり。

では、初日は1番から4番、4人で一般質問を決めたいということでございます。よろしい
ですね。（「はい」の声あり）よろしく願いいたします。

では、4番のその他にまいります。これについて、先ほどお渡ししておりました……福田委
員。

○委員（福田淑子君） 行政報告は配付して終わり、議運開かなくていいの。

○委員長（村松秀雄君） 行政報告の資料については、配付で、議案でないので、議運を開くこ
とはありません。お願いします。

皆様に最後の議長会のプレミアムサイトから拾いました研修会の内容でございます。これに
ついて、開催をしたほうがいいのか、やればいつがいいのか、この3人があります。これは全
てインターネットでの講習みたいなものになります、研修みたいになりますので、これにつ
いて、あとは研修の内容のですね、3人全部やるのか、やるのであればね。やらないのであれば
別に問題ないです。研修の位置づけ等の公の議員と一緒に仕事、公務にするか、任意の行事に
するかということ等も入ってまいりますので、これについて、まず議長のほうから説明を求め
たいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 全国の町村議会議長・副議長研修会が中止になりまして、それでその
関係、インターネットでその講演内容が見られるということで、この3人の先生方の講演がイ
ンターネット上に公開されているということで、みんなで見たらいいんじゃないかというよう
な。ただ、全部は必要ないのかなというような思いもあるわけですが、事務局とも、議
運の委員長あるいは副議長ともいろいろ昨日から、会期が3日でないかといったような中から、
3日目、3日かかっても早く終わる。その早く終わった後にでも開いてはどうだろうかという
ようなことで検討してまいりましたが、ちょっとやっぱり特別委員会等での開催がというよ
うなことだとちょっと難しいだろうと、この会期の期間で。それを特別委員長とも話したら、
議会懇談会の関係で早くに特別委員会を開かなくないだろうというようなことございませ

で、その特別委員会の日にでも開催できればなというふうに思っております。その前に運営小委員会が開かれますので、特別委員会での開催というような考え方から、あとは運営小委員会のほうで検討していただくということではいかがでしょうか。

そのほかに運営小委員会にかけようと思っているのに、特別委員会の研修会を、先日、新人議員研修で講師としておいでいただいた山形県の議長会の去年まで局長だった武田さんという方が講師としておいでいただきまして、講演していただいたところですが、その人が持ってきた資料の中の一つが一般質問の考え方というようなことで、その先生を招いて、改めてベテラン議員さん含めて、もう一度議会の役割、中学生にやるようなものではないと思いますけれども、そういう形でやってはどうかといったようなことで、それも検討しているところでございまして、これも特別委員会の運営小委員会なりで検討していただこうかと思っているところで

○委員長（村松秀雄君） 議長からの説明については以上でございます。

ということは、この会期中に最初企画しましたが、無理であろうという結論に達したということですね。分かりました。

あとは、特別委員会での別途、別の研修を企画するというので、その方向で今特別委員会、運営小委員会のほうで進めていただくと、今後、という研修を行うということでございます。ですから、今回のこのウェブ研修については、一応お流れという、企画だけで終わったという形になりますので。

ただ、もう一つなんですけど、特別委員会で取り組むには時間が少ないということで、今回は見送るということでございます。また新たな特別委員会の研修として、運営小委員会の中でもんでいただいて行うということによろしいですね。（「はい」の声あり）皆さん、それによろしいですか。（「はい」の声あり）

あと1つなんですけど、これに関しては議長会のプレミアムサイトあるんですが、ただ、我々、事務局は入っていけるんですけど、IDとパスワードがないと入っていけないんです。ただ、これは配付されたタブレットでもパソコンのほうでも見られますので、ただ、IDとパスワードがないと入っていきませんので、開けないので、これについての取扱い。ただただ、もったいないと思うのね。

○議長（大橋昭太郎君） 会議室で皆さんと見るという形を取ったらどうかと思っておりますので。せっかくですから。そういう形を取ったらどうでしょうか。（「目を別に改めてですか」の声あり）それも特別委員会の別件として。

○委員長（村松秀雄君） このウェブも含めて、特別委員会のほうで検討していただくということですね。せっかくいいのが出てきましたので。もったいないと思いますので。では、そういうことで、ここに特別委員長もいらっしゃいますので、そういう形も含めまして検討をお願いしたいというふうに思います。

今回については以上でございます。

ほかございませんでしょうか。（「なし」の声あり）

では、なければ、これにて議会運営委員会を終了いたしたいと思います。

副委員長、挨拶をお願いします。

○副委員長（平吹俊雄君） この頃大分天気がよくて、田んぼのほうも、稲の生育も順調にしているところですが、こういう気候ですから、泥が大分上がってきて、苗が倒れているところもあります。しかしながら、あしたですか、雨が強く降る箇所もあるだろうというようなことで、その雨が泥を全部取りさらってもらえばいいのかなと思っているところです。

それから、今朝方、東京オリンピックの関係で、その委員長の橋本さんは、中止も再延期もないというようなことを発言しているようでございますので、やはり何が何でもやるんだなという意気込みでいるようでございます。やるのは結構なんですけど、やはり終了後のその影響、大きく出なければいいなとこう思っているところでございます。ワクチン接種もだんだん加速化しているという状況でございますので、そういう感染しない方向でいることを願うというところでございます。

どっちにしてもオリンピックを開催するということでございますので、その辺、皆さんよろしくお願ひしたいと思います。

本日は大変御苦勞さまでございました。

午前11時10分 閉会

上記会議の経過は、事務局次長兼議事調査係長齊藤美穂が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名いたします。

令和3年6月3日

委員 長